

令和8年度 城山台小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等に関する基本認識

本校のすべての教職員は「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識を持ち対応する。

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対許さない」学校をつくる。
- (2) 「けんか」や「ふざけあい」のように見えるものでも、児童の被害性に着目し、事案の背景にある事情を確かめ、組織的に対応する。
- (3) いじめを受けた児童やその保護者の思いに寄り添い、当該の児童を徹底して守り通す。
- (4) いじめを行った児童に対しては、その原因となる要因に着目し、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (5) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力に努め、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に取り組む。

2 未然防止に向けて

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開する。いじめ防止等の取組を学校評価の項目に位置づけ、目標の達成状況を評価する。児童会等による主体的ないじめの防止活動を支援し、すべての児童が安心安全に学校生活を送ることができる取組を推進する。

- (1) 児童がいじめ問題を自分のこととして考え、自他を大切にできる心情を高める集団づくりに努める。
- (2) 特別の教科 道徳、特別活動を通して、いのちの尊さや規範意識、集団のあり方等について学習を深める。
- (3) 学校生活等での悩みの解消や課題の解決を図るために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を活用する
- (4) 教職員の言動でいじめが誘発・助長・黙認されることがないように、細心の注意を払う。
- (5) 学期ごとに生活アンケートを行い、一人ひとりの子どもや集団の状況を定期的に把握し、教員間で情報を共有する。
- (6) 子ども理解に係る教員研修の充実、いじめ相談体制の整備及び点検、相談窓口の周知を徹底する。
- (7) 地域や関係機関と定期的に情報交換を行い、日常的な連携を深める。
- (8) 授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスにならないよう、一人ひとりを大切にした授業づくりをめざして工夫や改善を図る。
- (9) 配慮を要する児童については日常的に適切に支援を行い、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

3 早期発見に向けて

いじめは大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が全力で実態把握に努める。

- (1) 児童の生活態度や交友関係等から危険信号を見逃さない(チェックリストの活用)。
- (2) 児童の話やつぶやきを聞き逃さない(休み時間、作文、日記、アンケート、相談等)。
- (3) 児童の行動や表情をしっかりと見る(休み時間、チェックリスト等)。
- (4) 保護者と情報を共有する(連絡帳、電話、家庭訪問等)。
- (5) 地域や関係機関と日常的に連携する。

4 早期解決に向けて

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき、担任等が抱え込まないように、学校長を中心とした組織で取り組み、早期に解決を図る。いじめは単に謝罪をもって解決したとせず、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- (ア) いじめに係る行為が少なくとも3か月継続して止んでいる。
- (イ) いじめを受けた児童が、心身の苦痛を感じていないと認められること。

調査によって得られたいじめの事象に係る事実について、学校長は関係する児童やその保護者に、教育的観点に沿って丁寧に説明を行う。ただし、いじめの事実認定が円滑に進まない場合、学校長は教育委員会や弁護士等に相談し、法律を根拠として対応する。

5 いじめアンケート調査等の実施

学期ごとに実施する。重大事態が生じた場合は、さらに詳細な聞き取り調査等を実施することがある。

6「いじめ防止等対策委員会」の組織の活用

平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」に基づき、「いじめ防止等対策委員会」がいじめ防止のための取組や研修等の企画立案、早期発見、及びいじめへの対処等、組織的な対応の中核となる役割を担う。

同委員会の構成員は、校長・教頭・養護教諭・特別支援教育コーディネーター・生徒指導主任・不登校対応担当・当該児童担任・スクールソーシャルワーカーを基本とするが、学校がいじめ対策組織の機能や目的を十分に果たせるよう、組織の構成員については、必要に応じて柔軟に対応する。

- (1) いじめが生じたときは速やかに「いじめ防止等対策委員会」に報告する。窓口は教頭・生徒指導主任とする。常に委員会として情報を共有する。
- (2) 報告があれば速やかに委員会を開き、事実関係の把握、情報の共有、対応策を協議し、実行する。
- (3) いじめ問題等に関する指導記録を保存する。情報の公開、あるいは児童の進級・進学・転学にあたっての引き継ぎにおいては、堺市情報公開条例、及び堺市個人情報保護条例に則り、適切に行う。
- (4) 重大事態等の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対処する。

7 ネット上のトラブル対応について

インターネット、スマートフォン、携帯電話等を用いたネット上のトラブルについては、ネットいじめ防止事業の活用や情報モラルに関する指導を行い、未然防止に努める。

ネット上の不適切な書き込みが生じたときは、被害の拡大を避けるために関係機関と連携し、速やかに削除の措置をとる。

8 いじめ防止対策における留意事項

- (1)遊びや悪ふざけなど、いじめが疑われる行為を発見した場合には、その場でその行為を止めること。
- (2)いじめを知らせてきた児童の安全を確保すること。
- (3)いじめを見ていた児童にも自分の問題として捉えさせる。たとえ止められなくても、誰かに伝える勇気をもつように指導する。
- (4)いじめをはやしたてるなど同調した児童には、それはいじめであることを指導する。

9 重大事態への対処について

- (1)重大事態を認知、もしくは、児童または保護者から申立てがあった場合、学校は直ちに教育委員会を通じて事態発生について市長に報告する。学校、もしくは教育委員会が設置した調査機関のもとに、事実確認等の徹底した調査に努め、その調査結果についても教育委員会を通じて市長に迅速に報告する。
- (2)いじめを受けた児童や保護者に対しては、教育委員会の助言を仰ぎながら適切かつ真摯に対応する。
- (3)学校、または教育委員会は、調査により得られた事実関係や再発防止策等について、適時、適切な方法で、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明を行う。その際、プライバシー及び個人情報に十分に配慮し、適切に情報を提供する。

いじめ防止に関する年間計画

月	学校行事等	いじめ防止に関する取組	教科等関連	担当者等(外部も含む)
4	始業式 内科検診 学習参観 スポーツテスト			生徒指導主任 学級担任 支援学級担任 担当学年
5	家庭訪問 体育大会	子ども支援委員会 (毎月実施)	特別活動 体育	学級担任 体育主任等
6	学校水泳 5年宿泊	縦割り活動(通年) 生活アンケート実施①	特別活動 体育	児童会担当 体育主任等 担当学年 地域協働担当 PTA 健全育成協議会
7	個人懇談会 夏季休業	美木多中学校区教員研修会		生徒指導主任 学級担任 担当学年 警察署
8	夏季休業 始業式	教員対象研修会		研修主任 指導主事
9				
10	6年連合運動会	CAP プログラム		担当学年
11	5年連合音楽会 学習参観 6年にんげん学習交流会 6年修学旅行	生活アンケート実施② 仲間について考える	道徳	担当学年 学級担任 PTA 生徒指導主任 道徳教育推進教員 人権教育主担
12	個人懇談会	一人ひとりの役割、居場所づくり 5年非行防止教室 6年非行防止教室	特別活動	児童会担当 PTA 学級担任 警察署
1	始業式		特別活動	担当学年
2	入学説明会 6年お別れ遠足	生活アンケート実施③ 学校評価	体育	生徒指導主任 学級担任 体育主任等 主幹教諭等 担当学年 管理職
3	卒業式 修了式	中学校との引き継ぎ		担当学年